

重要伝統的建造物群保存地区の立地に関する考察

大山琢央

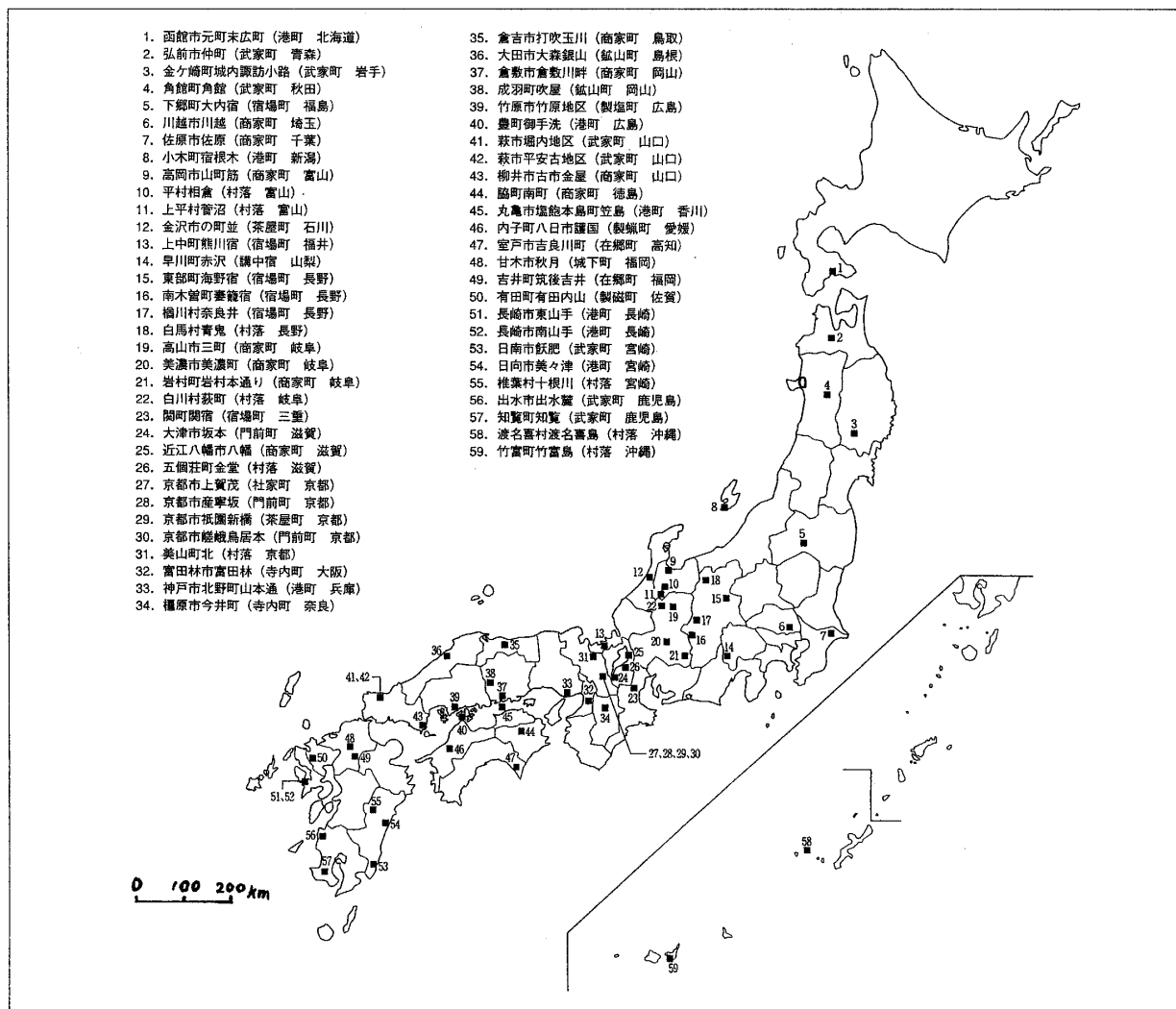
第1章 はじめに

歴史的町並み⁽¹⁾を保存・活用する動きが全国的な展開を見せ、およそ40年が経とうとしている。1960（昭和35）年に発足した池田勇人内閣は、「国民所得倍增計画」をスローガンとし、同内閣は「全国総合開発計画（全総）」を打ち出し、都市と地方の格差是正を名分とした大規模な国土開発と、都市再開発化を進めた。こうした動向下、歴史的町並みも次々と姿を消していった。70年代に入ると一部の有識者や住民たちの間から、次第に歴史的町並みを守ろうとする保存運動が行われるようになる。既に景観問題から派生した京都・鎌倉等の「古都保存」の動きは60年代にもあったが、地方都市の町並み保存の法制化までには至らなかった。しかし、1968（昭和43）年の岡山県倉敷市をはじめ、先駆的な一部の地方都市では独自に歴史的町並みの「保存条例」が制定され⁽²⁾、町並み保存の動きは着実に広がりを見せていた。同時期に住民組織も各地で立ち上がり⁽³⁾、その相互交流の中で1974（昭和49）年には「今井町を保存する会」「妻籠を愛する会」「有松まちづくりの会」の代表たちによって、民間初の全国組織「全国町並み保存連盟」が結成された。文化庁もこうした動きに呼応する形で、1972（昭和47）年から全国の歴史的町並みのリストを作成、翌73（昭和48）年の高山・倉敷・萩において「集落町並調査」を進めた。そして1975（昭和50）年文化財保護法改正により、歴史的町並みは「重要伝統的建造物群保存地区」（以下、重伝建地区）という「文化財」の種別の一つとして加えられた。

さて、かつては都市（の一部）機能の全盛期を誇っていた頃から、勢い・機能を失い、周辺環境の激変に町並み自身も高度成長や再開発の中で破壊・放置され、再び「文化財」として保存し、後世に残すべしという一連の経過をみたときに、今現在ではどのような状態で町並みは「残存」「立地」しているのだろうか。一つには肥大化する市街地の中に埋没している町並み。また新市街地に都市機能等を譲り、その求心力を失ったもの。逆に、依然として地域の中心集落として維持し続けている町並みの状態等が考えられよう。

では今日、保存修理・利活用を含めた町並み保存事業を進めるに当たっては、当然のことながら、これらの「残されている」町並みの現実の姿、すなわち現在おかれている立地環境を対象とせざるを得ない。この立場で伝建制度をみると、重伝建地区が都市計画区域内に立地している場合は、自治体の都市計画に基づいた整備計画が実施され、区域外に立地していると、自治体の保存条例によって実施される。つまり、重伝建地区が都市計画区域内か区域外なのかという問題は、今日おかれている立地環境を分析する上で最大の要素といえる。

そこで本論では重伝建地区⁽⁴⁾（第1図参照）を、都市計画区域を軸として類型化することによって、今日の町並み保存の現状を明らかにすることを目的とする。



第1図：全国の重要伝建地区 2001年（平成13）5月現在
 (注) 歴史の町並 (2001) p2より抜粋

第2章 先行研究

従来の歴史的町並みの分類には、大別して二種類の方法が用いられてきた。一つが町の「機能」に立脚した分類で、城下町・宿場町・港町などといったものが相当する。これは町の歴史を端的に示す考え方として、現在でも有効な分類であるとされている。また重要伝建地区の「地区種別」もこの分類によるものである⁽⁵⁾。もう一方は町並み全体、つまり集落の形態を指標としたもので、列村・塊村・散村などといったものである。

1980年代からはこのような分類に、新たな見地からアプローチを試みた論考が散見される。上野(1981)や渡辺・西村(1982)らの論考がその先駆であり、両論考とも従来の町並み分類に先鞭をつけた点では画期的であった。しかし、上野論考は客観的データや分類基準・条件が不透明で、類型自体が恣意的な印象の強いものであった。また渡辺・西村論考は、歴史的町並みの網羅的リストの主観的調査法を問題点として指摘しながらも、同リストを使用した矛盾する論の展開に課題点が見出される。他にも内田(1987)や宮沢(1985)などの例があるが、これらは管見の限りでは、筆者の便宜上作った類型や試論の域を出ないものが散見されるに過ぎなかった。

また町並み保存全体の研究に視点を移すと、地理学分野では1990年代から徐々に学術雑誌などに散見されるようになる。主に観光地理学からのアプローチが多く、地域振興・事例研究による現状と課題の整理などがテーマとしてみられる。福田（1996）、小堀（1999）、溝尾・菅原（2000）などの論考が例として挙げられる。こうした一方で、マクロ的（全国的）見地からの町並み保存の論考は少ない上、全国的な類型を試みた事例はない。したがって歴史的町並みについて巨視的な分析を試みる意義は高いと考える。

第3章 研究方法

研究目的を達成するため、本論では以下の方法で研究を行う。第4章では全国の重伝建地区54市町村60地区を、後述する筆者の分類基準に従って4つの類型の分類を試みる。第5章では分類結果からみた各類型の特性を検討する。第6章では歴史的町並みの分類の課題点などを盛り込み、結論とする。

重伝建地区分類の1次作業としては、国土地理院発行25000分の1地形図を用いて、重伝建地区の立地状況について検討した。ここでは、市役所などの行政機能が立地する市街地・集落を自治体の「中心集落（中心市街地）」と規定して、中心市街地から「内包・近接して立地」ならびに「一定距離を置いて立地」するパターンに大別した。更に2次作業として国勢調査による人口集中地区（Densely Inhabited District以下、DID）の概念を用い、1次作業を補完し、最終的に4つの類型に分類する。本論における類型化作業の目的は、重伝建地区の立地環境を当該自治体の中心市街地との関係から検討するためである。そこで客観的な類型化を試みるために、先に述べたDIDを用いて「中心市街地」を客観的に捉えることとする。DIDとは1953（昭和28）年の町村合併促進法施行以後、広域化した行政区域の範囲と人口に比して、実質的な都市域と都市人口との差異が顕著になってきたのを受けて、1960（昭和35）年以降の国勢調査から設定された。国勢調査の調査区を単位として、原則として調査区の人口密度が4000人以上/1km²あり、同様の調査区が互いに隣接して、その合計人口が5000人以上に達する場合、これを一つの人口集中地区（DID）として区画するものである。このDIDが実質的な「市街地」に相当するものとして位置づけられている。

そこで、本論における分類基準としてDIDを用いる理由は以下の通りである。

- ①DIDの範囲及び統計データなどは現在の自治体単位において設定される点。
- ②伝建制度は自治体単位の事業であり、DID設定単位との整合性が高い点。
- ③現在の町並み保存は、自治体内における「まちづくり（都市計画）」の一つの手法として行われている点。伝建制度自体が都市計画法や建築基準法などに依拠する点が多く、これらの法規の執行にはDIDが深く関わる点。
- ④「DID＝市街地」である明らかな事実の中⁶⁾で、市街地と密接に関係して町並みが立地するものと、そうでないものには保存事業を行う上での課題や、取り巻く現状の違いはある程度

想定できる点。

よってDIDは歴史的町並みの立地環境の現状を推し量る上で、有効的な指標であると判断した。

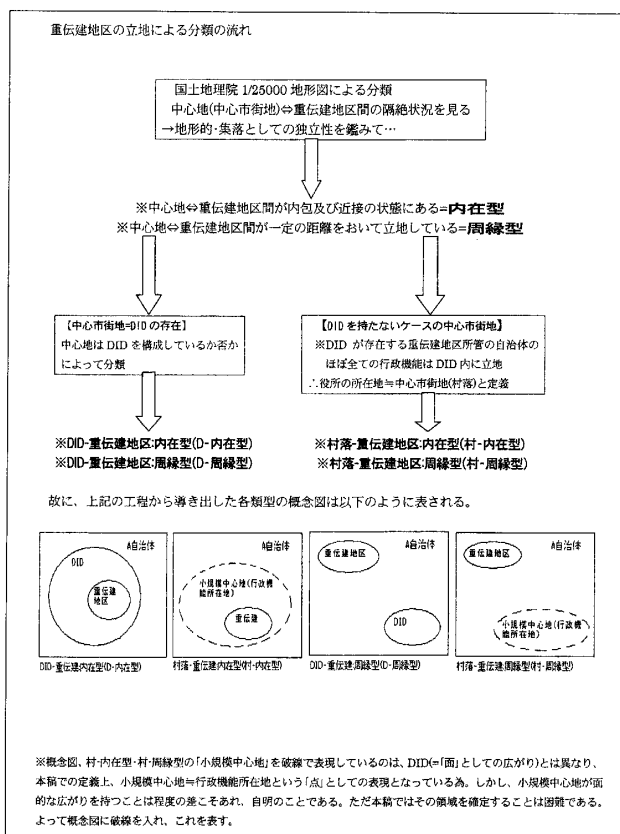
第4章 分類定義と立地パターン4類型

本論における重伝建地区の類型化の手順については、第3章でその概要を触れているが、さらに詳細に類型化作業の流れを示すと第2図の通りである。

冒頭で触れた都市計画区域は、市及び一定の要件を満たした町村において総合的に整備・開発すべき区域であり、都市部と非都市部を線引きするものである。なお、都市計画区域が設定できる町村とは、人口規模（人口1万人以上、中心市街地人口3000人以上等）や就業者数を元に決められる。また都市計画区域は、さらに市街化区域と市街化調整区域に線引きされ、開発許可制度を適用して開発の規制を行っている。市街化区域内では一定規模以上の「開発」⁽⁷⁾については許可を必要とし、その他の事項は「ゾーニング」⁽⁸⁾に従うという条件で開発を認めている。一方で「市街化を抑制すべき地域」である市街化調整区域では、開発は例外を除いて規制される。ここでも市街化区域の基準として統計上のDIDが適用されている。

このように都市計画区域内と区域外では、伝建地区がおかれている環境や町並み保存及び町づくりをすすめる方法や条件は異なる。よってDIDによる分類は、重伝建地区の保存行政および保存活動の展望を考察する上で有効であると考え、「内在型」「周縁型」に分類したものを更に、DIDの有

無によって分類した。一方では、DID=中心市街地との位置づけに対して、DIDが存在しない中小の町村をいかに捉えたらよいのか。DIDが一般的な市街地と位置づけるのならば、DIDが存在しない自治体には「市街地」が存在しないことになる。しかし、ほとんどの自治体にはDIDに至らないまでも地域の中心部（≡小規模な中心市街地）として機能し、かつ地域住民にも中心地として認識されている集落は存在する。本論では地形図による分類作業の結果、当該自治体には小規模な中心市街地が存在することを確認し、中心地を行政機能（市役所・役場）が所在する集落に設定することとした（以下、本稿では「村落」という用語として使用する）。こうした手順はDIDが存在する当該自治体のほぼ全てにおいて行政機能がDID内（DID境界上も含む）



第2図：重伝建地区の立地による分類の流れ
(注) 筆者作成

に立地していることも根拠としている⁽⁹⁾。こうしてDIDを持たない自治体に対しても「行政機能所在地≡中心集落」として、DIDによる分類基準に準拠することとした。

その結果、類型はDID－重伝建地区：内在型（以下、D－内在型）、DID－重伝建地区：周縁型（以下、D－周縁型）、村落－重伝建地区：内在型（以下、村－内在型）、村落－重伝建地区：周縁型（以下、村－周縁型）の4類型に区分した。尚、4類型の概念図として第2図下段に示した。これらに重伝建地区60地区を分類すると、D－内在型28地区、D－周縁型5地区、村－内在型15地区、村－周縁型10地区となった（第1表参照）。また重伝建地区の内、沖縄県竹富町竹富島保存地区と宮崎県日南市飫肥保存地区に関しては上記4類型のいずれにも該当しないものとして除外している⁽¹⁰⁾。

D－内在型では、京都・神戸・倉敷・金沢など都市部に立地する町並みが集まった。これらの町並みにおいては、都市開発と町並み保存との軋轢や周辺の都市景観との調和・共生などの課題点が考えられる。D－周縁型では、宮崎県日向市・福岡県甘木市などが分類された。また村－周縁型では宮崎県椎葉村・岡山県成羽町などが挙げられる。これら周縁型は中心市街地と一定距離をおいて伝建地区が立地している。伝建地区と中心市街地との関係性（勢力圏）が指摘できよう。村－内在型は、愛媛県内子町・三重県関町といった地方小都市が例として挙げられる。村－内在型・村－周縁型は、どれも自治体の人口規模が小さい。よって過疎化の中での集落維持に苦慮される点が考えられる。

次章では、これらの課題点を注視しつつ各類型における特性を見ていきたい。

第1表：立地4類型該当重伝建地区一覧

番号	都道府県	地区名	種別	選定基準	伝建面積	選定年	当該自治体人口	都市計画上の地域地区・地区等の内(地域地区の内)用途地域													
								一低住	一住居	二住居	一中高	二中高	準住居	商業	近商業	準防火	風致	美観	その他・分類不可		
1	長崎	長崎市南山手	港町	二	17	1991(H3)	423,167	○	○												
2	長崎	長崎市東山手	港町	二	7.5	1991(H3)	423,167														
3	佐賀	有田町有田内山	産業町	三	15.9	1991(H3)	12,964		○												特工
4	山口	柳井市古市金屋	商家町	一	1.7	1984(S59)	33,597														
5	山口	萩市浜崎地区	港町	二	10.3	2001(H13)	46,004														準工業
6	山口	萩市平安古地区	武家町	二	4	1976(S51)	46,004	○													
7	山口	萩市堀内地区	武家町	二	77.4	1976(S51)	46,004	○													
8	広島	竹原市竹原地区	産業町	一	5	1982(S57)	31,935		○												
9	岡山	倉敷市倉敷川畔	商家町	一	15	1979(S54)	430,291														
10	鳥取	倉吉市打吹玉川	商家町	一	4.2	1988(H10)	49,711														
11	奈良	橿原市今井町	商家町	一	17.4	1993(H5)	125,005														
12	兵庫	神戸市北野町山本通	港町	一	9.3	1990(S55)	107,982														三高度
13	大阪	富田林市富田林	商家町	一	11.2	1997(H9)	126,558		○												
14	京都	京都市上賀茂	宗教町	二	2.7	1988(S63)	117,587	○													
15	京都	京都市嵯峨鳥居本	宗教町	三	2.6	1978(S54)	195,573	○													
16	京都	京都市祇園新橋	茶屋町	一	1.4	1976(S51)	44,813														
17	京都	京都市産寧坂	宗教町	三	8.2	1976(S51)	44,813														
18	滋賀	近江八幡市八幡	商家町	一	13.1	1991(H3)	68,366		○												
19	滋賀	大津市坂本	宗教町	三	28.7	1997(H9)	288,240	○	○												緑地
20	岐阜	美濃市美濃町	商家町	一	9.3	1999(H11)	24,662														
21	岐阜	高山市三町	商家町	一	4.4	1979(S54)	66,430														
22	長野	東部町海野宿	宿場町	一	13.2	1987(S62)	25,437														
23	石川	金沢市東山ひがし	茶屋町	一	1.8	2001(H13)	456,438														
24	富山	高岡市山町筋	商家町	一	5.5	2000(H12)	172,184														
25	千葉	佐原市佐原	商家町	三	7.1	1996(H8)	48,328														
26	埼玉	川越市川越	商家町	一	7.8	1999(H11)	330,766														
27	青森	弘前市仲町	武家町	二	10.6	1978(S53)	177,086	○													
28	北海道	函館市元町末広町	港町	三	14.5	1989(H1)	287,637		○												

重伝建地区大山類型(DID-重伝建地区:周縁型)一覧表

番号	都道府県	地区名	種別	選定基準	伝建面積	選定年	当該自治体人口	都計外	用途未
1	宮崎	日向市美々津	港町	二	7.2	1986(S61)	58,996	○	
2	福岡	甘木市秋月	武家町	二	58.6	1998(H10)	42,643		○
3	高知	室戸市吉良川町	商家町	一	18.3	1997(H9)	19,472	○	
4	香川	丸亀市塩飽本島町笠島	港町	三	13.1	1985(S60)	80,105	○	
5	島根	大田市大森銀山	産業町	三	32.8	1987(S62)	33,609		○

重伝建地区大山類型(村落-重伝建地区:内在型)一覧表

番号	都道府県	地区名	種別	選定基準	伝建面積	選定年	当該自治体人口	都市計画上の地域地区・地区等の内(地域地区の内)用途地域														
								都計外	用途未	一低住	一住居	近商業	その他・分類不可	過疎地域								
1	沖縄	渡名喜村渡名喜島	村落	三	21.4	2000(H12)	523	○													○	
2	鹿児島	知覧町知覧	武家町	二	18.6	1981(S56)	13,886														一部無指定	○
3	鹿児島	出水市出水麓	武家町	二	43.8	1995(H7)	39,708														一部無指定	
4	福岡	吉井町筑後吉井	商家町	三	20.7	1996(H8)	17,209	○														
5	愛媛	内子町八日市護国	産業町	三	3.5	1982(S57)	11,231															○
6	徳島	脇町南町	商家町	一	5.3	1988(S63)	18,376		○													
7	広島	豊町御手洗	港町	二	6.9	1994(H6)	2,956	○														○
8	滋賀	五個荘町金堂	村落	三	32.3	1998(H10)	11,735		○													
9	三重	関町関宿	宿場町	三	25	1984(S59)	7,272														○	住居
10	岐阜	白川村萩町	村落	三	45.6	1976(S51)	2,151	○														○
11	岐阜	岩村町岩村本通り	商家町	三	14.6	1998(H10)	5,401	○														○
12	富山	上平村菅沼	村落	三	4.4	1994(H6)	997	○														○
13	富山	平村相倉	村落	三	18	1994(H6)	1,416	○														○
14	秋田	角館町角館	武家町	二	6.9	1976(S51)	14,676															
15	岩手	金ヶ崎町城内諏訪小路	武家町	二	34.8	2001(H13)	16,383															

重伝建地区大山類型(村落-重伝建地区:周縁型)一覧表

番号	都道府県	地区名	種別	選定基準	伝建面積(ha)	選定年	当該自治体人口	都計外	用途未	過疎地域
1	宮崎	椎葉村十根川	村落	三	39.9	1998(H10)	3,769	○		○
2	岡山	成羽町吹屋	産業町	三	6.4	1977(S52)	5,825	○		○
3	京都	美山町北	村落	三	127.5	1993(H5)	5,231	○		○
4	長野	穂川村奈良井	宿場町	三	17.6	1978(S53)	3,619	○		○
5	長野	白馬村青鬼	村落	三	59.7	2000(H12)	9,492	○		○
6	長野	南木曾町妻籠宿	宿場町	三	1245.4	1976(S51)	5,687	○		○
7	山梨	早川町赤沢	村落	三	25.6	1993(H5)	1,740	○		○
8	福井	上中町熊川宿	宿場町	三	10.8	1996(H8)	8,149	○		○
9	新潟	小千町宿根木	港町	三	28.5	1991(H3)	3,858	○		○
10	福島	下郷町大内宿	宿場町	三	11.3	1981(S56)	7,579	○		○

注:沖縄県竹富島保存地区・宮崎県日南市駄保保存地区は4類型のいずれにも該当しないものとしてここでは割愛している。

注:伝建面積…ha 伝建地区面積は「『未来へ続く歴史のまちなみ』所収のデータより

注:種別は文化庁の伝建地区種別に基づき、筆者が再編成した独自の種別である 村落(山村集落・農村集落・講中宿含む)、産業町(製磁町・鉱山町・製塩町含む)、宿場町、港町(洋館群含む)、商家町(在郷町含む)、武家町(城下町含む)、宗教町(門前町・社家町含む)、茶屋町

注:当該自治体データ(DID・人口・面積など)は2000年(平成12)国勢調査(データで見える県勢)より

注:都市計画上の地域地区等は2000年(平成12)現在のデータより

凡例:準防火…準防火地域(地域地区)、風致…風致地区(地域地区)、美観…美観地区(地域地区)、三高度…高度地区の内、第3種高度地区(地域地区)、

特別用途地区の内、特別工業地区(地域地区)、緑地…緑地保全地区(地域地区)?断言できない(→生産緑地地区の可能性)

凡例:都計外(都市計画区域外)、用途未(用途地区未設定)、一低住(第1種低層住居専用地域)、一住居(第1種住居地域)二住居(第2種住居地域)

一中高(第1種中高層住居専用地域)、二中高(第2種中高層住居専用地域)、準住居(準住居地域)、商業(商業地域)、近商業(近隣商業地域)

*岐阜県岩村町・福島県下郷町は過疎法における「特定市町村」である。

*特定市町村…旧過疎地域活性化特別措置法の過疎地域で、現行過疎法では過疎地域の要件に該当せず、過疎地域に指定されなかった市町村のこと。

(注) 筆者作成

第5章 分類結果からみる各類型の特性

本章では先に挙げた4つの類型を通して、その特性を明らかにしたい。第2表は各類型の特性・傾向を項目ごとにまとめたものである。これをみると、D一周縁型に関しては顕著な特性や傾向は見出せなかったが、他はそれぞれに今日の立地環境に即した特徴的な傾向を示しているといえる。

以下、各節において各類型の特性をみていきたい。

第2表：重伝建地区立地4類型の特性

類型	D-内在型	D-周縁型	村-内在型	村-周縁型
該当重伝建地区数	28 地区	5 地区	15 地区	10 地区
内在型 or 周縁型	内在型…内包・近接状態で立地	周縁型…一定距離を置いて立地	内在型…内包・近接状態で立地	周縁型…一定距離を置いて立地
中心市街地(DID 有無)	中心市街地が DID		中心市街地に DID がいない	
重伝建地区種別	宗教町・茶屋町・商家町 武家町	特化した種別無し	村落・宿場町 武家町	
重伝建地区面積	20ha 以下が主(狭小な地区面積)	特化した面積無し	特化した面積無し	30ha 以上が主(広大な地区面積)
重伝建地区の線引き	都市(集落の一部)が保存地区。町内・自治会単位で見ると、地区から外れる場合もある	集落全体を概ね包括した線引き	集落全体での線引き、一部での線引きどちらのケースも在り得る	集落全体を概ね包括した線引き
重伝建地区選定基準	選定基準(一)が多数	特化した選定基準無し	選定基準(三)が多数 (二)も多い	選定基準(三)のみ
自治体人口平均	約 15 万 1 千人程度	約 4 万 6 千人程度	約 1 万人程度	約 5700 人程度
都市計画上の地域地区・用途地域(重伝建地区内) ▼…用途地域 ▽…地域地区	▼一低住・一住居・二住居・一中高・二中高・準住居・商業・近商業 ▽準防火・風致・美観 …等多様	都市計画区域外若しくは用途地域未設定	都市計画区域外若しくは用途地域未設定が多数。 ▼一低住・一住居・近商業	都市計画区域外
町並み保存の目的・スタンス	観光・アメニティの向上・中心市街地活性化・文化財保護(景観破壊からの避避的対応が契機)等、多様	特化せず。多様な目的・スタンス 各保存地区の内情に沿ったものに	中心市街地・商店街等の活性化(「まちおこし」的色彩も加味) 観光的位置づけも視野に	町村活性化の一環 観光としての位置づけ強い
想定される現環境と町並み保存の課題等 ○…環境 ●…町並み保存に対する現状・課題等	○武家町→住宅地、商家町→商業地(商店街) ●保存地区内外での景観の格差(ギャップ)を如何に対処するか ●(地方小都市)町並み保存を通して中心部の機能を維持できるか?	○昭和の大合併が本類型の元 ●中心市街地との関係性(集落としての立場・生活等)	○過疎地域の自治体多数 ●町並み保存を通して中心部としての機能が維持できるか?(郊外へのスプロール化・中心商店街の衰退) ●過疎・平成の大合併の中で「一集落」として埋没しないか?	○ほぼ全ての自治体が過疎地域 ○「昭和の大合併」が本類型の元 ●中心市街地との関係性(集落としての立場・生活等) ●過疎・平成の大合併の中で「一集落」として埋没しないか?

(注) 筆者作成

5-1. 重伝建地区の基本情報(種別・面積・選定基準など)から特性をみる

はじめに各類型の内訳をみると、重伝建地区が市街地もしくは集落内に立地(内在)している所が全体の7割近くを占め、とりわけ重伝建地区はDIDが設定されている市街地に立地している。

さらにD-内在型を詳しくみると、茶屋町や商家町といったおおよそ近世まで遡って、ある程度の「都市」としての基盤が無いと成立し得ない町並みが多く見られる。またその地区面積は概ね20ha以内^{さかのぼ}に収まっている。^{おおむ}

この保存地区面積には、保存地区の線引きと密接な関係を持つ。D-内在型のような市街地内にある重伝建地区では、広範囲にわたる伝統的建造物の連続性は失われており、良好な町並みはその一部のみが一箇所ないしは数箇所に島状に分散している状況がほとんどである。今日辛うじて残っている「島状」の歴史的景観をより重視した地区の範囲設定を行うならば、当然地区面積は狭小とならざるを得ない。よって、重伝建地区の選定基準⁽¹⁾も建物群のデザイン面を重視する(一)「伝

統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの」が多く集まる傾向となっている。よって内在型では景観を重視した地区の線引きであるがゆえに、集落や町内(自治会範囲)全てを含むとは限らず、町内・集落の一部は重伝建地区外となっている場合もある。住民の意思や行動が重視される町並み保存にあって、住民の生活共同体が結果として分断されている線引きの中で、住民側のコンセンサスや統一性がとれるか憂慮される。

また村-内在型については上記のような場合と、これから述べる村-周縁型における場合の両方の傾向を併せ持っている。

一方でD-内在型と対照的な特性を見せたのが村-周縁型である。ここでは村落・宿場町といった、やはり近世に遡ってみて都市とはおよそ無縁であったと思われる種別の町並みが入り、かつその地区面積は広範なものとなっている。

伝建制度発足当時、選定の対象となっていた町並みは文字通り、町(=都市)を対象にしたものが多かった。しかし時代の変化と共に選定への着眼点が変わっているのは明白で、1990年頃から農村景観・村落といったものも「町並み」に含まれるようになり、重伝建地区に選定される地区が出てきている⁽¹²⁾。こうした村落をはじめとする村-周縁型該当の重伝建地区は、伝統的建造物もさることながら、その周辺環境も同様に重要視されたものになっている。ゆえに広範な地区面積を有し、重伝建地区の選定基準は周辺環境(歴史・自然)も評価する(三)「伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの」が、村-周縁型には多く見られるのである。また地区の線引きも同じ町内(自治会単位)、まとまった集落全体を範囲とするものが多く、D-内在型に対して住民の意思統一上望ましい地区設定が行われていると言える⁽¹³⁾。前述したように村-周縁型は、農村景観の重要性と共に近年増加している立地類型である。今後も村落等の選定数が増加する傾向が続けば、村-周縁型(または村-内在型も)が4類型の中でも大きな位置を占める可能性は十分に考えられる。

5-2. 都市計画上の地域地区・用途地域からみた特性

ここでは都市計画との連関に視点をおいてみる。都市計画における地域地区・用途地域⁽¹⁴⁾設定は、町並み保存においてどのように作用するのであろうか。この点について西村(2000)は「都市計画区域内の伝建地区について、下地となる都市計画規制の内容と伝建地区の規制の内容とに必ずしも整合性がない」と指摘している。松原(2002)は用途地域における指定可能な容積率・建ぺい率の規制値が全国一律であり、その数値が「区切りがよい」だけで、さしたる根拠が無いことを挙げ、「特に金沢市旧市街地のような歴史的町並みでは、その生成以降にこうした規制が敷かれたとしても保全には逆効果だとして、批判が寄せられている」と述べている。また財団法人日本ナショナルトラストが2001(平成13)年度に青森県黒石市で行った町並み調査の報告書では、特に準防火地域・防火地域が伝建地区において町並み保存には問題が大きいとしている。準防火地域では「延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない」。また防火地域では「階数が三以

上であり、又は延べ面積が100㎡を超える建築物は耐火建築物（＝主要構造部が鉄筋コンクリート造り又はレンガ造り）とすること」等が決められている。その中で木造建物が圧倒的に多い歴史的町並みでは、準防火・防火地域で要求されている規定を満たさないケースが見られる。具体的には屋根のわら葺・茅葺等での修理・修景は困難ということなどが挙げられる。こうした場合には条例による規制の緩和が可能だが、手続き・時間・費用等がネックとなり、伝建地区に指定しても緩和条例制定までの間は、「不本意な町並み保存を行わざるを得ない状況になる」と述べている。

実際、伝建事業を行っている担当者も「都市計画は元々、伝建物や伝建地区を想定して作成されたものではない。都市機能の充実のために、図面上に建物の歴史性など関係無く線引きされる。後になって都市計画道路上の建物や周辺一帯に価値を見出し、伝建地区にすると（解除・変更は）大変なのだ」といった声が聞かれる⁽¹⁵⁾。しかし、伝建事業には都市計画がネックであっても、町の中心部は常に時代に即応して（再）開発等を行い、地域住民の利便性を向上させる命題があり、都市計画は必要不可欠なはずである。「都市開発」と「町並みの保存と景観保持」という軋轢をどの様に共生させるかは、内在型においては常に考えていかねばならない問題であろう。

こうした地域地区・用途地域のある重伝建地区においては、都市計画と伝建事業との規制の整合性の面で苦慮していることが分かる。また今後、重伝建地区選定を目指して動きを進めている自治体も考慮せねばならない課題でもであろう。逆に都市計画区域に該当しないD一周縁型及び村一周縁型の自治体では、整合性に縛られない町並み保存が可能となる。D一周縁型・村一周縁型の伝建担当者たちも「伝建事業は（都市部より）やり易い」、「用途地域を設定するとインフラ等の面では整備し易いが、町並み保存の場合は必ずしも利点があるとはいえない」と言っている⁽¹⁶⁾。

5-3. 町並み保存の経緯・スタンスからみた特性

次に町並み保存を進めるに当たっての経緯、及び保存のスタンスによる類型間の特性をみる。歴史的町並みの保存・利活用には多様な目的が考えられるが、これは重伝建地区がおかれている現在の立地環境にかなり左右されると思われる。

町並み保存の目的は今日では、地域の活性化・観光誘致に大きく傾倒している⁽¹⁷⁾。とりわけ過疎地域等のこれといった基幹産業がない自治体にとっては、地域再生の打開策として「観光」という手段が多用される。岐阜県大野郡白川村荻町保存地区（白川郷）が、地域の住民運動の目標を「観光立村」に求めていたことや⁽¹⁸⁾、長野県木曾郡南木曾町妻籠宿も町並み保存事業の底流には観光振興策が盛り込まれていたことなどは著名な例として知られている。また岡山県川上郡成羽町の吹屋保存地区でも同様の事例がみられる。吹屋は県西部の標高300～500m程の吉備高原の山懐に抱かれた鉦山町であったが、立地環境が鉦山という浮き沈みの激しい産業に立脚した町ということもあり、過疎化問題を常に抱えていた。過疎脱却の一縷の望みを、観光地としての再開発に掲げたが、これが町並み保存のきっかけであり⁽¹⁹⁾、今日でも観光を重視した町並み保存が進められている。このように村一周縁型を中心とした過疎地域が分類されている類型では、広く観光指向の強い

スタンスが取られているといえる。

これに対してD-内在型のような市街地に立地する町並みでは、観光もさることながら多様な保存の目的・スタンスが挙げられる。特に中心地に近く、商業活動のある重伝建地区では、空洞化する中心市街地・商業の活性化の手段として用いられる事例もある。例えば埼玉県川越市川越保存地区は、その核となる一番街商店街が後発して発展した駅周辺に商業の中心性を奪われていた。だが、町並みを保存し、商業地区を差別化させることによって、活性化を成功させた例として知られる。また三重県関町関宿保存地区では、保存対策調査報告書に「関の町並は商店街である」ことが書かれており、町並み保存による町の活性化に商店街との関係性を強調する内容が含まれている。

また市街地の開発の中で、取り壊されてゆく伝統的建造物に対する保存運動・反対運動から起こった言わば「文化財保護」からの町並み保存の目的も見られる。先述の川越の例でも、商業振興による町並み保存より以前に、保存の機運は起こっている。1971（昭和46）年旧煙草問屋商家の売却による取り壊しに対する保存の市民運動や、高層マンション建設反対運動等がそれである。同様の事例としては兵庫県神戸市北野町山本通保存地区も、保存運動のきっかけは1965（昭和40）年前後の異人館の取り壊し反対運動や、マンション・ホテル建設への反対運動であった。ただ、このような都市開発といった状況下で形成された文化財保護を契機とする町並み保存も、保存事業の進展とともに大きく変化する。上記の事例は整備されていく町並みの美しさが評価されたがために一大観光地となり、保存事業そのものが文化財保護から観光に取って代わられてしまっている。

一方で過疎等の集落の存亡にも関わるような危機的状況も無く、また地区が住宅地等で観光による利益を望まないような地区においては、「アメニティの向上」が町並み保存の目的となっている。こうした所では一部の観光業従事者を除く大多数の一般住民にとって、観光誘致による商業活性よりもまず日常の生活が重要である。奈良県^{かしはら}橿原市今井町保存地区はその代表例である。今井町は地区面積17.4ha内に伝統的建造物504棟⁽²⁰⁾が存在する極めて良好な町並みである。これだけでも多くの観光客を呼び込める観光資源であったが、住民は静かで快適な住環境整備の町並み保存を選択した⁽²¹⁾。これには町並みの観光地化に対する警戒もあっただろうが、商家町が出自という保守的風土とともに、大阪への交通至便な立地によって住民の多くがサラリーマン世帯で安定した収入があり、観光に依存する必要性も低かったことが挙げられる。さらに旧商家の家主層が保存に積極的に関わってきたことも今日の状況を作り上げた要因といえる。

5-4. 町並み保存における課題からみる特性

最後に、各類型において想定される町並み保存の課題等の差異をみる。

一つは前述した都市計画との関連性もあるが、市街地における伝建地区内外での景観の格差をいかにして是正するかが問題となっている。先の西村（2000）もこの問題について「保存地区の外側には条例の効力は当然ながら及ばないので、地区内外で規制に大きな差が出る可能性があり、より段階的な規制が望まれる」としている。市街地にある重伝建地区では地区内を規制対象としても、

その周囲には地域地区・用途地域が広がり、常に大規模開発による保存地区から見る周辺景観・環境が失われていく危険性が内在している。開発の進行が結果として重伝建地区と周辺市街地との景観の格差を顕著にさせ、保存地区の景観がむしろ異質なものとして強調されてしまうのである。各自治体では都市部を中心にこれを是正する取り組みが見られた。

先進事例としては1978（昭和53）年の神戸市都市景観条例を挙げることが出来る。同条例では伝建地区の設定が出来る他、伝建地区周辺や伝建地区に満たないまでも町並みの核となる建造物等があり、これを地区の建築意匠等の手がかりにすることが出来る地区として都市景観形成地域というゾーンを導入した。結果、都市景観形成地域は伝建地区に対するバッファゾーンの役割を果たすことになり、これにより伝建地区とその周辺との規制のギャップが緩和されることとなった。神戸の条例制定以後、他の重伝建地区でも内容の差こそあれ都市景観条例は広がりを見せ、その内容も地区の実情や整備の目的に合わせて多岐にわたっている⁽²²⁾。

ただし伝建地区と都市景観形成地域等の設定した周辺地域とでは、行政への手続き上の担当部署が前者は教育委員会、後者は都市計画課・都市デザイン課等といったように縦割りとなっており、緊密な連携のもとで柔軟な対応が望まれる。

二つ目はD-内在型でも中小の地方都市、また村-内在型の重伝建地区に見受けられるが、町並み保存を通して中心部の機能は果たして維持できるのかといった問題である。それはひとえに「郊外」の開発との関係性においていえることである。中心部の活性化や観光誘致に成功した川越や倉敷のように、周辺に大市場を控えている環境にある重伝建地区は恵まれている⁽²³⁾。しかし、それ以外の地方の重伝建地区ではどうか。観光地として地域が潤うほどでもなく、更に中心部の活性化の鍵を握る肝心の商業重心までもが、郊外の大規模商業施設やロードサイドショップ等に奪われてしまった事例が多い。

例えば徳島県脇町南町保存地区では伝建地区の保存対策報告書において、近隣に誕生した大型ショッピングセンターを意識した文言が散見される。保存事業当初の方針からすでにこれらの事態に対する影響を視野に入れたものになっていた。また愛媛県内子町八日市護国保存地区では1987（昭和62）年に伝建地区の見直し調査と共に、隣接地域の六日市地域の伝建地区の保存対策調査を行っている。この時、六日市地域にある既存の商店街（本町商店街）は郊外の大規模量販店との競合等から衰退傾向を示しており、町並み保存による商店街の再生は至上命題の一つであったことが窺える。脇町に関してはショッピングセンターによる重伝建地区内の商店街への影響については、明確に本論文で立証はしていないが、今日、多くの観光客が訪れており⁽²⁴⁾、表面上は問題ないように見られる。一方で内子町六日市地区に関しては、調査後15年以上が経過した今日まで重伝建地区の追加選定は行われておらず、本町商店街の先行きが憂慮される。

この「中心部（重伝建地区含む）」と「郊外」との関係性の要因の一つにはモータリゼーションと中心部を迂回したバイパス整備等による影響が考えられる。

三つ目はD-周縁型、村-周縁型の類型は、そのほとんどが「昭和の大合併」⁽²⁵⁾によって今日の

立地環境になったものである。第3表はD-周縁型・村-周縁型に該当する自治体において、昭和の大合併と今日の重伝建地区の立地環境との関連について表したものである。

第3表：昭和の大合併とD-周縁型・村-周縁型との関連

類型	地区名	合併関連記事	関連性
D-周縁型	日向市美々津	1955年(昭和30)美々津町を日向市に編入合併	◎
D-周縁型	甘木市秋月	1954年(昭和29)甘木市制施行…※1	○
D-周縁型	室戸市吉良川町	1959年(昭和34)室戸市制施行…※2	○
D-周縁型	丸亀市塩飽本島町笠島	1954年(昭和29)本島村と合併(丸亀市への編入?)	◎
D-周縁型	大田市大森銀山	1956年(昭和31)大森町を大田市に編入合併	◎
村-周縁型	椎葉村十根川	1889年(明治22)現・椎葉村制施行	×
村-周縁型	成羽町吹屋	1955年(昭和30)吹屋町を成羽町に合併	◎
村-周縁型	美山町北	1955年(昭和30)現・美山町制施行…※3	○
村-周縁型	白馬村青鬼	1956年(昭和31)現・白馬村制施行…※4	○
村-周縁型	檜川村奈良井	1889年(明治22)現・檜川村制施行	×
村-周縁型	南木曾町妻籠宿	1961年(昭和36)現・南木曾町制施行…※5	○
村-周縁型	早川町赤沢	1956年(昭和31)現・早川町制施行…※6	○
村-周縁型	上中町熊川宿	1954年(昭和29)現・上中町制施行…※7	○
村-周縁型	小木町宿根木	1901年(明治34)現・小木町制施行…※8	×
村-周縁型	下郷町大内宿	1955年(昭和30)下郷町制施行…※9	○

※1 1954年の合併市制施行以前は、秋月町である。
 ※2 1959年の合併市制施行以前は、吉良川町である。
 ※3 1955年の合併以前は、知井村(S30)←北村(M22)
 ※4 1956年に神城村・北城村合併で白馬村。青鬼は北城村の字名の一つ
 ※5 1961年の合併町制施行以前は、吾妻村(S36)←妻籠村(M7)
 ※6 1956年の合併町制施行以前は、本建村(S31)←赤沢村(M7)
 ※7 1954年の合併町制施行以前は、熊川村(江戸～S29)
 ※8 1901年の合併町制施行以前は、岬村(M34)←宿根木村(M22)
 ※9 1955年の合併町制施行以前は、檜原町(S21)←檜原村(M22)←大内村(M元)
 凡例
 ◎…編入合併等で、重伝建該当の旧自治体よりも合併相手先の人口等の規模が大きい場合。
 ○…対等合併などによる新市・新町の発足などである場合。
 ×…直接、昭和の大合併とは関係性の無いもの。
 ()内、M…明治・S…昭和

(注) 角川日本地名大辞典(1989他)各巻をもとに筆者作成

これを見ると周縁型の立地環境にある地区の多くはその立地要因を、昭和の大合併に求められることが明らかである。

合併によって自治体を取り巻く状況の変化は計り知れない。昭和の大合併でみると、50年程前までは重伝建地区が立地する集落は、地域(旧町村)の中心であったわけである。合併を機に、地域の中心機能を新・中心部に移譲し、自治体内の一集落としての地位に留まることは大きな落差となろう。また往々にして、この頃の合併では今日でも、旧自治体間での対抗意識が住民たちにも根強く残っている場合もある。このような意識は、生活面やサービス面はもとより、まちづくりを行うに当たっても波紋を広げる。

前述の吹屋保存地区は1955(昭和30)年の合併までは吹屋町として独自に歩んでいたが、合併相手先の成羽町は吹屋で産出した弁柄を積み出す川港と陣屋町としての歴史的背景を持ち、歴史的にも密接な関係を持つ自治体同士の合併であった。こうした風土のもとでの合併であったから、主観的見解ではあるが今日でも成羽と吹屋の二つの集落はそれとなく「意識」し合っている関係であ

ることは否めないと思う。吹屋の町並み保存が観光を主体としたものであることは前述したが、地元の話では⁽²⁶⁾これは1970年代中頃より、県知事と歴代の町長がかなり熱心に進めていた事業のようで、これまでに施設整備等に多くの投資が吹屋という一過疎の集落に行われたようである⁽²⁷⁾。これに対して「何故、吹屋だけ手厚くされるのか？」といった疑問や不満が他の集落から出たようである。吹屋では当時の町長らは吹屋のまちづくりに理解を示した人物であったが、同時期の議会は吹屋地区選出の議員は1名であり、まちづくりに関する議案が通過しない事態も多くあったと言う⁽²⁸⁾。「吹屋に人が来ることは成羽町全体のメリットになる」という成羽町吹屋地区の考えは、成羽町成羽地区においては分かっている、納得しがたいものがあったようである。以上の事例が示すとおり、地域間のバランスの取れた振興策に関してはD-周縁型・村-周縁型特有の町並み保存の課題といえるかもしれない。

また、一連の合併による町並み保存への影響や課題は、今日行われている平成の大合併の中で、より顕在化していくことが考えられる。特に過疎地域である地域の合併では、現集落がより地位を低下させ、一集落として埋没してゆく可能性がある。例えば、沖縄県渡名喜村は2003（平成15）年12月当時に那覇市を中心とする周辺離島6村（渡名喜村含む）との合併協議に参加しており⁽²⁹⁾、仮に合併が成立すると人口約30万6千人の都市が誕生する。しかし、この内約30万人は那覇市が占める人口であり、端数の約6千人が残りの離島6村となる。すなわち新自治体に渡名喜村が占める人口規模は0%に近い割合に過ぎないのである。また2003年12月当時、重伝建地区を擁する自治体の合併の様子をみると全体の7割近くがその動きを見せていた。この内、渡名喜村と同じように合併後の人口に、重伝建地区を持つ自治体の占める人口が5割に満たないものは、竹富町（7%）・上平村（1%）・檜川村（5%）・小木町（5%）など、ほとんどが村-内在型・村-

第4表 過疎地域の重伝建地区を持つ自治体の将来人口

過疎地域の重伝建地区を持つ自治体の将来人口(2030年)								
番号	府県名	重伝建地区名	大山立地類型	自治体人口 (2000年)	将来人口 総数	将来人口 0~14歳	将来人口 65歳以上	人口増減 00年→30年
1	沖縄	渡名喜村渡名喜島	村-内在型	523	301	10	196	-222
2	鹿児島	知覧町知覧	村-内在型	13,886	10,745	1,169	3,999	-3,141
3	宮崎	椎葉村十根川	村-周縁型	3,769	1,804	131	854	-1,965
4	愛媛	内子町八日市護国	村-内在型	11,231	7,175	710	2,840	-4,056
5	広島	豊町御手洗	村-内在型	2,956	841	27	586	-2,115
6	岡山	成羽町吹屋	村-周縁型	5,825	3,173	413	1,306	-2,652
7	京都	美山町北	村-周縁型	5,231	2,967	267	1,278	-2,264
8	岐阜	白川村荻町	村-内在型	2,151	6,156	510	981	4,005
9	岐阜	岩村町岩村本通り	村-内在型	5,401	4,776	795	1,397	-625
10	長野	南木曾町妻籠宿	村-周縁型	5,687	2,947	231	1,326	-2,740
11	長野	檜川村奈良井	村-周縁型	3,619	2,339	112	1,147	-1,280
12	山梨	早川町赤沢	村-周縁型	1,740	589	22	275	-1,151
13	富山	上平村菅沼	村-内在型	997	839	135	256	-158
14	富山	平村相倉	村-内在型	1,416	481	24	255	-935
15	新潟	小木町宿根木	村-周縁型	3,858	2,226	213	1,042	-1,632
16	福島	下郷町大内宿	村-周縁型	7,579	4,592	451	2,037	-2,987

(注)将来人口は、日本統計協会『市町村の将来人口』(2002)より
(注)人口は2000(平成12)年国勢調査

(注) 市町村の将来人口(2002)をもとに筆者作成

周縁型であり、過疎地域の自治体である。

合併と並行して過疎地域の人口減少は、合併後の行政区域の中で更に集落を埋没させることとなり、伝建地区自体の集落維持に困難を極める可能性が指摘できる。第4表は(財)日本統計協会が2002(平成14)年に出した『市町村の将来人口』の中で、過疎地域の重伝建地区を持つ自治体に限って2030年の推計将来人口⁽³⁰⁾を提示したものである。「推計」とは言えかなり厳しい結果と言える。特に、65歳以上の高齢者の人口は14歳以下の人口と比べると圧倒的に多く、深刻な高齢化は避けられない状況になっている。重伝建地区という法や条例で手厚く保護されている集落であるから、人口減少の結果「消滅」してしまうということは早計かもしれないが、町並みを維持することは極めて困難になってくるはずである。それは現実味を帯びた、近い将来に確実に起こるべき状況と考える。

かつて過疎における町並み保存の「優等生」であった妻籠宿も人口減少には歯止めがかからず、1970(昭和45)年当時の妻籠地域の人口は1351人いたものが、2000年(平成12)には803人に減少。その増減率は-40.6%にもなっている⁽³¹⁾。遠山(1986)は『月刊文化財』に妻籠の過疎化が止まらなかった(=若者の流出)原因として「(妻籠が観光地として脚光を浴びて)Uターンして来た若者もいたが、それ以上に職を求めて出て行った者の数が多かったのである。つまり、妻籠における観光産業は、婦人や老人の副業にはなり得ても、生業にまではならなかったのである」と述べている。このことは換言すれば、町並み保存は過疎地域の町づくりに一定の成果を挙げたが、根本的な過疎からの脱却には至らなかったということである。村-内在型・村-周縁型では、観光志向への保存の出発点やスタンスが強いと先述したが、町並み保存を安易な観光での地域振興の手段とするのは早計であるということも付け加えておきたい。

第6章 結論と今後の課題

以上本稿では、重伝建地区の現在の立地環境から4つの類型に分類して、その立地特性と各類型における町並み保存の現状・課題などを考察してきた。結果は次のようにまとめることができる。

- ①今日の重伝建地区の多くは市街地もしくは市街地に隣接して立地している。とりわけ市街地にDIDが設定されている事例(=D-内在型)が、今日の重伝建地区立地において主流を占めている。
- ②D-内在型には、多様な地域地区・用途地域が都市計画法に基づき設定されている。しかし、町並み保存を行う上ではこれが不利に働き、都市計画と伝建制度両方の規制面での整合性に苦慮するケースが多い。一方、都市計画区域外の場合が多い周縁型の町並みは、整合性に縛られない町並み保存が可能となる。これは実際の伝建地区担当者からの聞き取りでも同様の話が聞かれた。
- ③D-内在型の中でも中小の地方都市及び、村-内在型の重伝建地区でなおかつ地区が商業・都市機能を現在でも有している場合は、郊外との関係性において中心性を維持できるかの問題が考えられる。中心部に良好な町並みがあるだけに大規模な開発ができず、モータリゼーション

の中で郊外に機能を奪われる恐れがある。これに対して中心地域の活性化に、町並みを活かした観光を求める場合が見受けられる。しかし、「観光」はそのトレンドが多分に作用するため、永続的に地域が安定する保証は無い。

- ④周縁型の多くは、今日の立地環境の成立を昭和の大合併に求めることが出来た。また、今日進んでいる「平成の大合併」が進めば、周縁型の町並みが多くなる可能性も考えられる。このような中で、村－内在型・村－周縁型といった過疎地域に立地するケースでは、今後の合併の動き次第では、大合併にのまれ地域の声が届かなかったり、地域の歴史性が埋没したりする可能性が否定できない。
- ⑤また村－内在型・村－周縁型は多くが過疎地域に立地しており、今後の人口減少による集落維持は極めて困難となる可能性がある。

また、本稿における課題点も明らかとなった。筆者は「合併問題」は重伝建地区の立地環境に非常に大きな影響を与えるものであると再認識した。合併が成立すれば、本類型自体にそぐわない立地環境になるということである。それ以前に類型の指標としていたDIDさえも今後、平成の大合併が進めば、その意義すらも不明確になってしまうかもしれない。DIDは前述の通り本来、昭和の大合併で広域化した行政区域と実質上の都市域との差異を分別するために設けられた。合併によっては広域化した区域にいくつものDIDが立地するというケースも出てくるはずで、DIDそのものの役割が問われるように思える。そうなれば、この提示した4つの類型自体も再考せねばならない。

また本稿では「現在」という一時的側面で重伝建地区を分類し、都市計画と町並み保存等に違いを明確化することは出来たが、より町並み保存全般・地域の現状や課題の深部をみるには、限界がある面は否めない。

更にDIDによって分類した結果、人口規模の差が極めて大きかった点が課題の一つとして残る。具体的には、D－内在型である有田町は1万3千弱で、類型内での人口規模が最小であったのに対して、神戸市・京都市等100万都市が同じ類型内に収まってしまった点が大きい。有田と神戸・京都では同じ類型の特性、結果が得られるとは思えない。今後の研究課題として再考せねばならない点である。

本類型が、「今日」という視点でみたため永続的に使用が有効な類型には至らなかった。平成の大合併後の流れもみつつ、より普遍性のある類型化を目指して研究を継続していきたいと考えている。

[付記] 本稿は2004年1月に別府大学大学院文学研究科に提出した修士論文「九州地域における歴史的町並み（重伝建地区）の立地に関する研究」の一部を加筆修正したものである。御指導下さった段上達雄先生・飯沼賢司先生・中山昭則先生に感謝申し上げます。

参考文献

- 石川忠臣：「町並み保存の住民運動」『歴史的町並み事典』柏書房（1981）p23～29
- 財団法人環境文化研究所：『環境文化』50号（1981）p218～224
- 西村幸夫：『西村幸夫 都市論ノート 景観・まちづくり・都市デザイン』鹿島出版会（2000）p147～148、p162～163
- 上野邦一：「町並み保全への接近と町並みの類型」『歴史的町並み事典』柏書房（1981）p52～59
- 渡辺定夫・西村幸夫：「全国に分布する歴史的環境の実態とその問題点」『日本建築学会論文報告集』第312号（1982）p109～114
- 内田新：「文化財保護法概説・各論（30）」『自治研究』63巻10号（1987）p32～43
- 宮沢智士：「重要伝統的建造物群保存地区の選定」『月刊文化財』262号（1985）p10～20
- 福田珠己：「赤瓦は何を語るかー沖縄県八重山諸島竹富島における町並み保存運動ー」『地理学評論』69巻9号（1996）p727～743
- 小堀貴亮：「佐原における歴史的町並みの形成と保存の現状」『歴史地理学』195号（1999）p21～34
- 溝尾良隆・菅原由美子：「川越市一番街商店街地域における商業振興と町並み保全」『人文地理』第52巻第3号（2000）p84～99
- 浮田典良：『地理学入門ーマルチ・スケール・ジオグラフィー』大明堂（1995）p23～27
- 高橋伸夫・菅野峰明・村山祐司・伊藤悟：『新しい都市地理学』東洋書林（1997）p13～18
- 松原隆一郎：『失われた景観ー戦後日本が築いたものー』PHP研究所（2002）p100～104、p107～111
- 文化庁編：『歴史的集落・町並みの保存 重要伝統的建造物群保存地区ガイドブック』第一法規（2000）p182～193、p210～213、p228～270
- 高木任之編：『改訂版 イラストレーション都市計画法』学芸出版社（2003）全p215
- 愛媛県内子町：『内子紀行』（1997）p17～18
- 西村幸夫：「新・町並み時代が目指すもの」『新・町並み時代ーまちづくりへの提案ー』学芸出版社（1999）p192～199
- 荻谷勇雅：「伝建制度の可能性ー四半世紀の成果と課題」『新・町並み時代ーまちづくりへの提案ー』学芸出版社（1999）p55～67
- 財団法人日本ナショナルトラスト：『黒石「こみせ」の町並み』（2002）p146～157
- 岡崎篤行：「これからの都市計画と歴史的遺産の保存・再生」『歴史的遺産の保存・活用とまちづくり』学芸出版社（1997）p67～87
- 成羽町教育委員会：『備中吹屋ー町並調査報告書ー』（1977）p20～24、p69～72
- 全国伝統的建造物群保存地区協議会：『未来へ続く歴史のまちなみ』（2001）p62～65、p86～89、p186～197、p212～215

福川裕一：「町づくり会社による町並み・商店街活性化作戦」『新・町並み時代—まちづくりへの提案—』学芸出版社（1999）p78～87

関町：『関宿 伝統的建造物群保存地区調査報告』（1981）p139～142

神戸市教育委員会：『異人館のある町並み北野・山本』（2000）p22～35

神戸市：『異人館のあるまち 神戸—北野・山本地区伝統的建造物群調査報告書—』（1982）p1～6

樫原市教育委員会：『歴史・町並み読本 寺内町今井—今井町の歴史とまちづくり—』（1997）p112～117

木原啓吉：『歴史的環境—保存と再生—』岩波書店（1982）p124～125

脇町教育委員会：『わきまち—伝統的建造物群保存対策調査報告書—』（1987）p121～125

大山琢央：別府大学文学部文化財学科卒業論文「歴史的町並みの保存活動の現状と課題、及びこれからの展望—倉敷川畔保存地区を例として—」（2002）p30～32

小堀貴亮・宇野存：「川越における歴史的町並み保存と観光地域化」『千葉大学教育学部地理学研究報第9号』（1998）p61～68

内子町：『うちこ六日市・八日市護国地区 伝統的建造物群保存地区保存対策調査報告書』（1987）p41～48、p111～119

遠山高志：「南木曾町妻籠宿保存地区 先駆地—町並み保存の心をどう受けつづか」『月刊文化財』279号（1986）p10～13

- (1) 古い町並みに関する名称としては「伝統的町並み」「集落町並み」「保存修景集落」等の呼称があるが、本稿では便宜上「歴史的町並み」という呼称を使用する。
- (2) 1968（昭和43）年金沢市伝統環境保存条例、倉敷市伝統美観保存条例 1971（昭和46）年柳川市伝統美観保存条例、盛岡市自然環境保全条例 1972（昭和47）年萩市歴史的景観保存条例、高山市市街地景観保存条例、高梁市環境保全条例等 1973（昭和48）年津和野町環境保全条例、南木曾町妻籠宿保存条例等…が挙げられる。
- (3) 伝建地区及び歴史的町並みに関連する住民組織等は、主なものとして1966（昭和41）年に高山市上三之町町並保存会・妻籠資料保存会結成、68（昭和43）年妻籠を愛する会発足、69（昭和44）年奈良井宿保存会結成、71（昭和46）年白川村萩町の自然環境を守る会、今井町保存会結成等が挙げられる。
- (4) 本稿で扱う重伝建地区は、2001（平成13）年10月現在選定されている54市町村60地区を対象とする。尚、2003（平成15）年4月現在の重伝建地区は56市町村62地区である。伝建協『歴史の町並』（2003）p2
- (5) 本稿での重伝建地区の地区種別は本来、文化庁の定めた種別を用いるべきであるが、ここでは便宜上、伝建協『歴史の町並』パンフレット内による種別に基づき、以下に筆者が再編成

したものを使用する。 【村落… (山村集落・農村集落・講中宿含む) 産業町… (製蠟町・製磁町・鉾山町・製塩町含む) 宿場町 港町… (洋館群含む) 商家町… (商家町・在郷町含む) 武家町… (武家町・城下町含む) 宗教町… (門前町・社家町含む) 茶屋町】但し、1地区に2つの名称の異なる種別がある場合は以下の様に分類する。①山梨県早川町赤沢「山村・講中宿」は「村落」に分類。②長野県東部町海野宿「宿場・養蚕町」は「宿場町」に分類。③滋賀県大津市坂本「里坊群・門前町」は「門前町」に分類。④大阪府富田林市富田林「寺内町・在郷町」は「商家町」に分類。⑤奈良県橿原市今井町「寺内町・在郷町」は「商家町」に分類。

- (6) 地理学関係の一般書等においてもDIDは「市街地」に相当するものとして広く認知されているものである。 浮田 (1995) p23~24、高橋・菅野・村山・伊藤 (1997) p16~18
- (7) 敷地を分割する「区画変更」、形状を変更する「造成」、農地を宅地転用する「質の変更」のことを指す 松原 (2002) p102
- (8) 「地域地区制」とも言われる。市街地に於いて土地利用のコントロールを図るゾーニングは、住宅地・工業地・商業地など土地利用の用途を規制するもので、用途地域 (第1種低層住居専用地域・第2種住居地域・工業地域・商業地域・近隣商業地域等12種類があり、それぞれについて住宅や神社、ダンスホール等具体的にどの種の建築物ならば建てて良いのか否かが指定されている) の指定と共に、建築基準法に基づき建築物の高さや容積率・建ぺい率にかかわる形態規制もいくつかの選択メニューとして組み合わされている。 前掲 (7)
- (9) 重伝建地区とDID両方を有している自治体の行政機能の立地は、島根県大田市 (大田市役所) を除く全ての自治体がDID内に立地している。筆者 1/25000地形図による確認。
- (10) 竹富島保存地区は町外 (石垣市) に町役場が置かれているため。飢肥保存地区は重伝建地区の所在するDID (II) と市役所の所在するDID (I) が別々にあるため4類型には該当せず。
- (11) 重伝建地区選定に際して、文部科学大臣の諮問機関である文化財保護審議会での選定基準に基づき、特に重要と認められると重伝建地区に選定される。
重要伝統的建造物群保存地区選定基準 (昭和50年 文部大臣告示157号)
 - (一) 伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの
 - (二) 伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの
 - (三) 伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの
- (12) 愛媛県内子町では1992 (平成4) 年頃から、町が独自に「村並み保存」という概念を掲げて農村景観の保全運動を進めている。環境保全の視点からの農業振興という目的であるが、町並み保存の裾野の広がりを示す一例である。
- (13) 宮沢 (1985) は、保存地区の線引きには各保存地区の実情に沿って最も適した線引きが良いとしながらも、妻籠のような全体に徹底した保存地区の設定、下郷町大内宿や丸亀市塩飽

本島町笠島地区のような集落全体を保存地区にする線引きが「望ましいと考えられる」としている。

- (14) 前掲（8）
- (15) 筆者が2003（平成15）年6月～8月に行った聞き取りより
- (16) 前掲（15）
- (17) 伝建地区以外で市町村の条例等で何らかの保存措置がとられているものが70弱、独自の保存策を検討しているところが約250ヶ所ある。この内、全体の8割近くが歴史的集落・町並みの保存は地域活性化に役立つと認識。そのうち文化振興・観光誘致についてそれぞれ約3～4割が効果ありとしている。 荻谷（1999）p55～67
- (18) 1971（昭和46）年「白川郷荻町集落の自然環境を守る会」が結成され、観光立村を目指した活動が始まる。
- (19) 1975（昭和50）年に県主導の「ふるさと村」に指定。町屋の修理・食堂建設・観光公開施設の整備等が行われ、1977（昭和52）年に開村式を行っている。同年、重伝建地区選定。
- (20) 伝統的建造物数504棟は全国の重伝建地区内で最多。2001年（平成13）現在
- (21) 1986（昭和61）年に住民側組織が「今井町まちづくりシンポジウム」を開催。そこで「閑静な住宅地を前提とした保存を目指す」という基本方針を確認している。
- (22) 例として北海道函館市「函館市都市景観条例」（1995（平成7）年制定）、千葉県佐原市「佐原市歴史的景観条例」（1994（平成6）年制定）、佐賀県有田町「有田町都市景観条例」（1989（平成元）年制定）等。西村（2000）によると、その総数は現在300市町村のぼっている。重伝建地区の範疇をこえて多様な広がりを見せたことが伺える。
- (23) 両者とも全国区の観光地であるが、倉敷川畔保存地区を訪れる年間観光客数は約300万人（2000（平成12）年当時）。その多くは京阪神からの来訪が顕著である。一方、川越は年間観光客数約380万人（1997（平成9）年度当時）。その多くが東京を中心に関東一円からの来訪が顕著である。 大山（2002）p30、小堀・宇野（1998）p67
- (24) 脇町南町重伝建地区を訪れる観光客は増加傾向にあり、1999（平成11）年当時の入込み観光客数は19万4千人であった。 脇町『脇町勢要覧2001 資料編』（2001）p20
- (25) 1953（昭和28）年に制定された「町村合併促進法」に基づく一連の国の合併政策。
- (26) 筆者が2001年（平成13）3月に行った、現地住民に対しての聞き取りより
- (27) 1975（昭和50）年の「ふるさと村」事業に始まり、1985（昭和60）年～1987（昭和62）年には「リフレッシュふるさと推進モデル事業」により、スポーツ・レクリエーション施設や観光施設などが整備された。1990（平成2）年までの「ふるさと村整備事業費」は5700万円、「リフレッシュふるさと推進モデル事業」費には2億円余りが投入されている。「まちづくり取材2003ホームページ」より
- (28) 前掲（26）

- (29) 2005 (平成17) 年1月現在は南風原町を加えた1市1町6村で、任意合併協議会を設立している。
- (30) 推計は1995 (平成7) 年と2000 (平成12) 年における国勢調査の男女年齢5歳階級別人口のみを用いる。すべての市区町村において、95年から2000年までの5年間における男女年齢5歳階級別死亡と人口移動の動向及び2000年における出生力の水準が将来も同様に維持するものと仮定して推計を行う (コーホート変化率法)。だから5年間の間に団地造成や都市再開発等で急激に人口増加があった場合は将来人口が過大に推計されることがある。逆に5年間に自然災害などで急激な人口減少があれば、将来人口が過小に推計されることがある。 日本統計協会『市町村の将来人口』(2002) より
- (31) 南木曾町『2000 南木曾町勢要覧 資料編』(2001) p4より